

Ⅱ 派遣期間

1 現行制度

<派遣期間>

- ・ 原則 1 年(派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等から意見聴取した上で、最長 3 年まで可能)(法第 40 条の 2)

※ただし、以下の業務については、期間の制限はない。(法第 40 条の 2)

- ① 専門的な知識、技術や特別な雇用管理を必要とする業務であって、政令で定めるもの(いわゆる「26 業務」)
- ② 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの(いわゆる「有期プロジェクト」)
- ③ その業務が 1 ヶ月間に行われる日数が、派遣先の通常の労働者の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ厚生労働大臣の定める日数(※10 日)以下である業務(日数限定業務)
- ④ 産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務
- ⑤ 介護休業等を取得する労働者の業務

<派遣受け入れ期間の制限への抵触日の通知・明示>

(i) 労働者派遣契約締結時

派遣先は、派遣元事業主に対して、当該派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を通知。(法第 26 条第 5 項)

派遣元事業主は、当該通知がない場合には労働者派遣契約を締結してはならない。

(法第 26 条第 6 項)

(ii) 派遣の開始前

派遣元事業主は、派遣労働者に対して、派遣先の派遣受入期間の制限への抵触日を明示。(法第 34 条第 1 項第 3 号)

(iii) 派遣受入期間の制限への抵触日の 1 ヶ月前～前日

派遣元事業主は、派遣労働者・派遣先に対して派遣の停止を事前通知。(法第 35 条の 2 第 2 項)

【平成15年改正事項】

＜派遣期間＞

業務の種類	派遣期間	
	改正前	改正後
上記①～⑤以外の業務	1年	最長3年
①いわゆる26業務	同一の派遣労働者について3年	制限なし
②いわゆる有期プロジェクト業務	制限なし	制限なし
③日数限定業務	1年	制限なし
④産前産後休業、育児休業等を取得する労働者の業務	2年	制限なし
⑤介護休業等を取得する労働者の業務	1年	制限なし

＜派遣受け入れ期間の制限への抵触日の通知・明示＞

- ・派遣受入期間の制限への抵触日の1ヶ月前から前日までに行う派遣元事業主から派遣労働者・派遣先に対する派遣停止の事前通知義務（法第35条の2第2項）を創設。

2 ヒアリングにおける主な意見等

＜労働者派遣事業団体＞

- ・自由化業務における派遣受入期間について、1年から3年に延長されたが、ユーザーからいろいろ声を聞くと、必ずしもその期間延長で満足している状況ではなく、この受入期間制限の撤廃あるいはさらなる延長を要望しているところ。自由化業務であっても、派遣を継続したい人が派遣期間の制限によってやむなくその業務を終了せざるを得ない状況については、見直しが必要ではないかと考える。
- ・意見聴取の問題は、派遣先や派遣労働者からわかりにくいという声があるため、理解しやすい、運用のしやすい制度でなければならないと考

える。

<派遣元事業主>

- ・ 意見聴取については、なぜ意見聴取をやらなければいけないのか理由がよくわからないという話を言われることがある。

<派遣先の企業>

- ・ 一般事務系（特に資料業務）を中心に利用していたので、期間制限の撤廃は総じて非常に良い印象であり、3年を超えて従事している人もかなりいる。
- ・ 26業務のスタッフが期間に制限がなくなったことについては、途中で替わられるよりも、できるなら長く勤めてほしいという思いがあり、派遣スタッフのほうも長く雇用してほしいという人もいるのでそこがうまくできたという気がする。
- ・ デメリットとして、自由化業務について、1年を超える場合はあらかじめ労働組合の意見聴取があり、まだこういう仕組み自体はできていないので、実質自由化業務はない。

<派遣労働者>

- ・ 期間制限を超えて、派遣就業に従事させている場合には、正社員として雇ってほしい。

【参考】実態調査結果におけるポイント

<派遣元事業所調査>

- ・ 期間制限経過時の状況について、派遣を終了した（72.7%）、派遣先の直接雇用にした（36.3%）、派遣労働のまま継続した（25.5%）となっている。
- ・ 受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知について、一般派遣元事業所では、受けている（56.6%）、受けていない場合もある（31.5%）となっており、特定派遣元事業所では、受けている（45.2%）、受けていない場合もある（25.2%）となっている。

<派遣先調査>

- ・ 受入れ期間の制限の制度を知っていると回答した事業所は70.0%、制度を知らないと回答した事業所は25.9%となっている。

- ・ 受入れ期間の制限の制度についての問題点としては、受入れ期間が短すぎる(26.9%)が最も多く、次いで、同一の業務の判断が難しい(21.2%)、特に問題はない(18.8%)の順となっている。

<派遣労働者調査>

- ・ 派遣先の受入れ期間の制限の制度を知っていると回答した者は、30.9%であり、知らないと答えた者は34.3%となっている。
- ・ 派遣期間の制限については、短縮すべき(1.3%)、そのままよい(11.7%)、延長すべき(8.3%)、撤廃すべき(11.1%)となっており、他に、どちらでもよいとした者が10.9%、わからないとした者が20.4%となっている。

②派遣期間の延長について

※<>内は平成14年実態調査の数値

【派遣元事業所調査】

表1. 派遣契約の期間ごとの件数及び平均契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件、%)

業務		派遣契約期間							平均契約期間(単位:カ月)
		1カ月未満	1カ月以上3カ月未満	3ヶ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計	
総計	一般	4611	24922	29470	29309	12647	1816	102775	7.5
		4.5	24.2	28.7	28.5	12.3	1.8	100	
	特定	298	494	1334	4603	4112	443	11284	11.9
		2.6	4.4	11.8	40.8	36.4	3.9	100	
<総計>	<一般>	<6631>	<19217>	<29169>	<41792>			<96809>	<5.9>
		<6.8>	<19.9>	<30.1>	<43.2>			<100>	
	<特定>	<149>	<663>	<2035>	<11592>			<14439>	<9.6>
		<1.0>	<4.6>	<14.1>	<80.3>			<100>	
ソフトウェア開発(1号)	一般	20	237	761	587	171	26	1802	5.7
		1.1	13.2	42.2	32.6	9.5	1.4	100	
	特定	5	154	394	1034	472	45	2104	8.7
		0.2	7.3	18.7	49.1	22.4	2.1	100	
<ソフトウェア開発(1号)>	<一般>	<28>	<329>	<737>	<759>			<1853>	<6.1>
		<1.5>	<17.8>	<39.8>	<41>			<100>	
	<特定>	<26>	<266>	<651>	<2264>			<3207>	<8.8>
		<0.8>	<8.3>	<20.3>	<70.6>			<100>	
機械設計(2号)	一般	88	329	753	1524	913	52	3659	8.5
		2.4	9.0	20.6	41.7	25.0	1.4	100	
	特定	2	98	475	1653	1445	177	3850	12.5
		0.1	2.6	12.3	42.9	37.5	4.6	100	
<機械設計(2号)>	<一般>	<18>	<275>	<936>	<1487>			<2716>	<6.3>
		<0.7>	<10.1>	<34.5>	<54.7>			<100>	
	<特定>	<35>	<208>	<796>	<4915>			<5954>	<9.6>
		<0.6>	<3.5>	<13.4>	<82.5>			<100>	
事務用機器操作(5号)	一般	1006	11516	13992	9830	4247	541	41132	7.5
		2.5	28.0	34.0	23.9	10.3	1.3	100	
	特定	1	193	211	488	780	61	1734	11.0
		0.1	11.1	12.2	28.1	45.0	3.5	100	
<事務用機器操作(5号)>	<一般>	<1772>	<9209>	<13100>	<15736>			<39817>	<6.4>
		<4.5>	<23.1>	<32.9>	<39.5>			<100>	
	<特定>	<14>	<96>	<230>	<2159>			<2499>	<9.7>
		<0.2>	<3.6>	<10.3>	<85.9>			<100>	
ファイリング(8号)	一般	287	1108	2055	2783	1094	128	7455	7.5
		3.9	14.9	27.6	37.3	14.7	1.7	100	
	特定	0	13	14	81	266	8	382	11.1
		0.0	3.4	3.7	21.2	69.6	2.1	100	
<ファイリング(8号)>	<一般>	<737>	<2131>	<3799>	<4929>			<11596>	<5.8>
		<6.4>	<18.4>	<32.8>	<42.5>			<100>	
	<特定>	<1>	<18>	<51>	<426>			<496>	<9.7>
		<0.2>	<3.6>	<10.3>	<85.9>			<100>	

財務処理 (10号)	一般	84	1472	2514	6668	2466	165	13369	7.4
		0.6	11.0	18.8	49.9	18.5	1.2	100	
	特定	0	6	15	41	180	16	258	11.2
		0.0	2.3	5.8	15.9	69.8	6.2	100	
<財務処 理(10 号)>	<一般>	<121>	<1503>	<2488>	<9520>			<13632>	<6.1>
		<0.9>	<11>	<18.3>	<69.8>			<100>	
	<特定>	<0>	<13>	<113>	<639>			<765>	<10.4>
		<0>	<1.7>	<14.8>	<83.5>			<100>	
取引文書 作成(11 号)	一般	223	1756	2483	620	188	20	5290	5.6
		4.2	33.2	46.9	11.7	3.6	0.4	100	
	特定	0	1	21	122	64	4	212	9.8
		0.0	0.5	9.9	57.6	30.2	1.9	100	
<取引文 書作成(1 1号)>	<一般>	<233>	<1712>	<2747>	<2198>			<6890>	<4.7>
		<3.4>	<24.8>	<39.9>	<31.9>			<100>	
	<特定>	<0>	<2>	<4>	<153>			<159>	<9.5>
		<0>	<1.3>	<2.5>	<96.2>			<100>	
案内・受 付、駐車 場管理等 (16号)	一般	328	541	1062	1460	834	105	4330	7.1
		7.6	12.5	24.5	33.7	19.3	2.4	100	
	特定	0	0	9	25	24	1	59	10.5
		0.0	0.0	15.3	42.4	40.7	1.7	100	
<案内・ 受付、駐 車場管理 等(16 号)>	<一般>	<522>	<949>	<1015>	<2001>			<4487>	<6.0>
		<11.6>	<21.1>	<22.6>	<44.6>			<100>	
	<特定>	<2>	<3>	<10>	<109>			<124>	<11.6>
		<1.6>	<2.4>	<7.3>	<88.6>			<100>	
テレマー ケティング の営業(2 4号)	一般	124	993	1093	772	380	46	3408	5.5
		3.6	29.1	32.1	22.7	11.2	1.4	100	
	特定	0	0	1	32	3	6	42	9.0
		0.0	0.0	2.4	76.2	7.1	14.3	100	
<テレ マーケ ティング の営業(2 4号)>	<一般>	<349>	<1002>	<1138>	<1838>			<4327>	<4.5>
		<8.1>	<23.2>	<26.3>	<42.5>			<100>	
	<特定>	<0>	<0>	<0>	<14>			<14>	<8.5>
		<0.0>	<0.0>	<0.0>	<100>			<100>	
その他の 26業務	一般	702	809	1884	1647	1110	93	6245	8.1
		11.2	13.0	30.2	26.4	17.8	1.5	100	
	特定	4	16	145	976	654	40	1835	15.3
		0.2	0.9	7.9	53.2	35.6	2.2	100	
<その他 の26業 務>	<一般>	<2210>	<1093>	<2318>	<2413>			<8024>	<5.8>
		<27.5>	<13.5>	<28.9>	<30.1>			<100>	
	<特定>	<71>	<36>	<163>	<787>			<1037>	<10.6>
		<6.8>	<3.5>	<15.7>	<74>			<100>	
営業	一般	47	153	286	572	142	42	1242	6.2
		3.8	12.3	23.0	46.1	11.4	3.4	100	
	特定	0	0	0	10	6	2	18	24.0
		0.0	0.0	0.0	55.6	33.3	11.1	100	
<営業>	<一般>	<78>	<266>	<154>	<150>			<648>	<4>
		<12.0>	<41.0>	<23.8>	<23.1>			<100>	
	<特定>	<0>	<0>	<0>	<6>			<6>	<14.4>
		<0>	<0>	<0>	<100>			<100>	
販売	一般	660	384	568	541	83	20	2256	6.6
		29.3	17.0	25.2	24.0	3.7	0.9	100	
	特定	0	7	0	1	10	0	18	12.0
		0.0	38.9	0.0	5.6	55.6	0.0	100	
<販売>	一般	<251>	<412>	<206>	<151>			<1020>	<2.2>
		<24.6>	<40.4>	<20.2>	<14.8>			<100>	
	特定	<0>	<0>	<0>	<5>			<5>	<12>
		<0>	<0>	<0>	<100>			<100>	

一般事務	一般	72	263	374	445	185	4	1343	8.2
		5.4	19.6	27.9	33.1	13.8	0.3	100	
	特定	0	4	40	30	47	4	125	9.0
		0.0	3.2	32.0	24.0	37.6	3.2	100	
<一般事務>	<一般>	<47>	<121>	<370>	<364>			<902>	<4.4>
		<5.2>	<13.4>	<41>	<40.4>			<100>	
	<特定>	<0>	<1>	<14>	<71>			<86>	<11.4>
		<0>	<1.2>	<16.3>	<82.6>			<100>	
運転	一般	11	13	44	72	36	24	200	11.0
		5.5	6.5	22.0	36.0	18.0	12.0	100	
	特定	286	1	0	18	36	2	343	15.6
		83.4	0.3	0.0	5.3	10.5	0.6	100	
<運転>	<一般>	<4>	<10>	<28>	<39>			<81>	<3.8>
		<4.9>	<12.3>	<34.6>	<48.1>			<100>	
	<特定>	<0>	<2>	<0>	<18>			<20>	<13.8>
		<0.0>	<10.0>	<0.0>	<90.0>			<100>	
介護	一般	461	146	101	94	35	10	847	7.6
		54.4	17.2	11.9	11.1	4.1	1.2	100	
	特定	0	0	0	1	1	0	2	0.0
		0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100	
<介護>	<一般>	<12>	<12>	<8>	<14>			<46>	<0.6>
		<26.1>	<26.1>	<17.4>	<30.4>			<100>	
	<特定>	<0>	<17>	<0>	<18>			<35>	<6.7>
		<0.0>	<48.6>	<0.0>	<51.4>			<100>	
物の製造	一般	186	1197	930	1230	184	13	3740	8.0
		5.0	32.0	24.9	32.9	4.9	0.4	100	
	特定	0	1	9	44	35	27	116	10.2
		0.0	0.9	7.8	37.9	30.2	23.3	100	
医療(社会福祉施設等における)	一般	312	87	35	70	55	13	572	5.0
		54.6	15.2	6.1	12.2	9.6	2.3	100	
	特定	0	0	0	6	2	0	8	0.0
		0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	100	
その他	一般	0	3918	535	394	524	514	5885	11.6
		0.0	66.6	9.1	6.7	8.9	8.7	100	
	特定	0	0	0	41	87	50	178	16.3
		0.0	0.0	0.0	23.0	48.9	28.1	100	
<その他>	<一般>	<249>	<203>	<125>	<193>			<770>	<4.4>
		<32.3>	<26.4>	<16.2>	<25.1>			<100>	
	<特定>	<0>	<1>	<3>	<28>			<32>	<10.8>
		<0.0>	<3.1>	<9.4>	<87.5>			<100>	

表2. 契約期間の長期化・短期化の状況(平成16年2月以前との比較)

(単位;所、%)

		総 数	長くなった	短くなった	変化していない	不明
ソフトウェア開発(1号)	一般	212	11	20	156	25
		100	5.2	9.4	73.6	11.8
	特定	269	14	27	208	20
		100	5.2	10.0	77.3	7.4
<ソフトウェア開発(1号)>	<一般>	<691>	<15>	<45>	<127>	<504>
		<100>	<2.2>	<6.5>	<18.4>	<72.9>
	<特定>	<606>	<11>	<50>	<169>	<376>
		<100>	<1.8>	<8.3>	<27.9>	<62.0>
機械設計(2号)	一般	195	16	15	134	30
		100	8.2	7.7	68.7	15.4
	特定	163	9	21	122	14
		100	5.5	12.9	74.9	8.6
<機械設計(2号)>	<一般>	<691>	<10>	<34>	<100>	<547>
		<100>	<1.4>	<4.9>	<14.5>	<79.2>
	<特定>	<606>	<12>	<48>	<131>	<415>
		<100>	<2>	<7.9>	<21.6>	<68.5>
事務用機器操作(5号)	一般	536	71	50	358	57
		100	13.2	9.3	66.8	10.6
	特定	151	7	8	120	16
		100	4.6	5.3	79.5	10.6
<事務用機器操作(5号)>	<一般>	<691>	<41>	<131>	<267>	<252>
		<100>	<5.9>	<19.0>	<38.6>	<36.5>
	<特定>	<606>	<10>	<25>	<143>	<428>
		<100>	<1.7>	<4.1>	<23.6>	<70.6>
ファイリング(8号)	一般	280	38	23	180	39
		100	13.6	8.2	64.3	13.9
	特定	40	2	0	35	3
		100	5.0	0.0	87.5	7.5
<ファイリング(8号)>	<一般>	<691>	<24>	<80>	<159>	<428>
		<100>	<3.5>	<11.6>	<23>	<61.9>
	<特定>	<606>	<1>	<9>	<43>	<553>
		<100>	<0.2>	<1.5>	<7.1>	<91.3>
財務処理(10号)	一般	278	29	11	203	35
		100	10.4	4.0	73.0	12.6
	特定	40	1	2	34	3
		100	2.5	5.0	85.0	7.5
<財務処理(10号)>	<一般>	<691>	<25>	<45>	<184>	<437>
		<100>	<3.6>	<6.5>	<26.6>	<63.2>
	<特定>	<606>	<5>	<1>	<36>	<564>
		<100>	<0.8>	<0.2>	<5.9>	<93.1>
取引文書作成(11号)	一般	171	19	9	118	25
		100	11.1	5.3	69.0	14.6
	特定	24	1	1	20	2
		100	4.2	4.2	83.3	8.3
<取引文書作成(11号)>	<一般>	<691>	<12>	<35>	<95>	<549>
		<100>	<1.7>	<5.1>	<13.7>	<79.5>
	<特定>	<606>	<0>	<2>	<17>	<587>
		<100>	<0.0>	<0.3>	<2.8>	<96.9>

案内・受付、駐車場管理等(16号)	一般	270	22	19	195	34
		100	92.6	7.0	72.2	12.6
	特定	27	1	0	25	1
		100	3.7	0.0	92.6	3.7
<案内・受付、駐車場管理等(16号)>	<一般>	<691>	<20>	<49>	<167>	<455>
		<100>	<2.9>	<7.1>	<24.2>	<65.8>
	<特定>	<606>	<2>	<1>	<27>	<576>
		<100>	<0.3>	<0.2>	<4.5>	<95>
テレマーケティングの営業(24号)	一般	179	21	8	120	30
		100	11.7	4.5	67.0	16.8
	特定	10	2	0	6	2
		100	20.0	0.0	60.0	20.0
<テレマーケティングの営業(24号)>	<一般>	<691>	<11>	<28>	<105>	<547>
		<100>	<1.6>	<4.1>	<15.2>	<79.2>
	<特定>	<606>	<0>	<0>	<1>	<605>
		<100>	<0.0>	<0.0>	<0.2>	<99.8>
その他の26業務	一般	336	39	19	230	48
		100	11.6	5.7	68.5	14.3
	特定	132	11	3	100	18
		100	8.3	2.3	75.8	13.6
<その他の26業務>	<一般>	<691>	<22>	<39>	<163>	<467>
		<100>	<3.2>	<5.6>	<23.6>	<67.6>
	<特定>	<606>	<4>	<8>	<84>	<510>
		<100>	<0.7>	<1.3>	<13.9>	<84.2>
営業	一般	123	10	7	91	15
		100	8.1	5.7	74.0	12.2
	特定	13	0	0	12	1
		100	0.0	0.0	92.3	7.7
販売	一般	94	4	8	56	26
		100	4.3	8.5	59.6	27.7
	特定	5	0	0	5	0
		100	0.0	0.0	100.0	0.0
一般事務	一般	142	10	9	91	32
		100	7.0	6.3	64.1	22.5
	特定	30	3	1	22	4
		100	10.0	3.3	73.3	13.3
運転	一般	59	5	2	38	14
		100	8.5	3.4	64.4	23.7
	特定	21	4	0	13	4
		100	19.1	0.0	61.9	19.1
介護	一般	36	3	4	23	6
		100	8.3	11.1	63.9	16.7
	特定	4	0	0	4	0
		100	0.0	0.0	100.0	0.0
その他	一般	120	3	4	8	105
		100	2.5	3.3	6.7	87.5
	特定	25	0	0	1	24
		100	0.0	0.0	4.0	96.0

表3. 派遣契約の通算契約期間ごとの件数及び平均通算契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件、%)

業務		通算契約期間						平均通算 契約期間 (単位:カ 月)
		6カ月未 満	6カ月以 上12カ月 未満	12カ月以 上3年未 満	3年以上 5年未満	5年以上	計	
ソフトウェア開発(1号)	一般	362	454	741	253	186	1996	20.0
		18.1	22.8	37.1	12.7	9.3	100	
	特定	325	421	648	278	325	1997	30.1
機械設計(2号)	一般	258	680	1141	334	203	2616	18.1
		9.9	26.0	43.6	12.8	7.8	100	
	特定	306	524	1425	586	716	3557	37.5
事務用機器操作(5号)	一般	8408	10927	13599	2993	2020	37947	21.1
		22.2	28.8	35.8	7.9	5.3	100	
	特定	132	181	734	259	229	1535	39.2
ファイリング(8号)	一般	964	1592	2612	577	454	6199	24.6
		15.6	25.7	42.1	9.3	7.3	100	
	特定	18	47	432	56	81	634	46.9
財務処理(10号)	一般	1526	2470	5297	1744	2022	13053	23.2
		11.7	18.9	40.5	13.4	15.5	100	
	特定	19	33	125	27	36	240	33.2
取引文書作成(11号)	一般	1188	1366	1709	244	54	4561	18.5
		26.1	30.0	37.5	5.4	1.2	100	
	特定	3	28	62	91	7	191	24.8
案内・受付・駐車場管理等(16号)	一般	864	846	1390	357	195	3652	21.9
		23.7	23.2	38.1	9.8	5.3	100	
	特定	0	9	22	13	15	59	38.3
テレマーケティングの営業(24号)	一般	572	816	975	329	273	2965	19.1
		19.3	27.5	32.9	11.1	9.2	100	
	特定	0	32	1	6	3	42	34.4
その他の26業務	一般	1267	900	1725	479	201	4572	19.9
		27.7	19.7	37.7	10.5	4.4	100	
	特定	73	125	559	295	596	1648	35.7
営業	一般	288	308	210	167	1	974	9.5
		29.6	31.6	21.6	17.2	0.1	100	
	特定	0	3	10	4	3	20	32.2
販売	一般	266	184	650	50	26	1176	7.8
		22.6	15.7	55.3	4.3	2.2	100	
	特定	0	3	11	5	0	19	6.0
一般事務	一般	356	387	292	118	16	1169	10.9
		30.5	33.1	25.0	10.1	1.4	100	
	特定	1	8	49	7	6	71	17.4

運転	一般	22	69	86	10	4	191	15.4
		11.5	36.1	45.0	5.2	2.1	100	
介護	特定	287	15	16	4	9	331	29.6
		86.7	4.5	4.8	1.2	2.7	100	
	一般	71	88	132	16	25	332	14.8
		21.4	26.5	39.8	4.8	7.5	100	
	特定	0	1	2	0	0	3	16.0
		0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100	
物の製造	一般	855	1091	850	81	0	2877	7.6
		29.7	37.9	29.5	2.8	0.0	100	
	特定	28	55	32	2	1	118	9.7
		23.7	46.6	27.1	1.7	0.9	100	
医療(社会福祉施設等における)	一般	29	21	35	0	13	98	15.3
		29.6	21.4	35.7	0.0	13.3	100	
	特定	0	0	8	0	0	8	0.0
		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100	
その他	一般	325	489	586	56	0	1456	12.0
		22.3	33.6	40.3	3.9	0.0	100	
	特定	2	16	54	31	10	113	31.9
		1.8	14.2	47.8	27.4	8.9	100	

表4. 派遣期間の制限のある業務に労働者を派遣しようとする際、期間の制限に接触する日を当該労働者に通知すること
(期間制限の対象業務での派遣がある事業所のみ)

(単位:所、%)

	該当事業所	文書で行っている	FAXで行っている	電子メールで行っている	口頭で行っている	行っていない	その他	不明
一般	278	202	0	0	49	3	1	23
	100	72.7	0.0	0.0	17.6	1.1	0.4	8.3
特定	94	53	0	3	29	4	0	5
	100	56.4	0.0	3.2	30.9	4.3	0.0	5.3

表5. 期間制限の対象となる業務での期間制限までの派遣の有無
(単位:所、%)

	該当事業所	有	無	不明
一般	806	278	451	77
	100	34.5	56.0	9.6
特定	640	94	414	132
	100	14.7	64.7	20.6

表6. 期間制限経過時の状況(期間制限の対象業務での派遣がある事業所のみ)(複数回答)
(単位:所、%)

	該当事業所	派遣先の直接雇用になった	派遣労働のまま継続した	派遣を終了した	不明
一般	278	101	71	202	10
	100	36.3	25.5	72.7	3.6
特定	94	9	63	31	3
	100	9.6	67.0	33.0	3.2
<一般>	<161>	<48>	<84>	<84>	<2>
	<100>	<29.8>	<52.2>	<52.2>	<1.2>
<特定>	<157>	<4.0>	<140>	<28>	<2>
	<100>	<2.5>	<89.2>	<17.8>	<1.3>

表7. 派遣期間の制限に接触する最初の1ヶ月前から前日までに、接触する最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を派遣先及び派遣労働者に通知すること（期間制限の対象業務での派遣がある事業所のみ）

（単位：所、％）

	該当事業所	文書で行っている	FAXで行っている	電子メールで行っている	口頭で行っている	行っていない	その他	不明
一般	278	151	0	4	72	10	6	35
	100	54.3	0.0	1.4	25.9	3.6	2.2	12.6
特定	94	37	0	4	28	13	3	9
	100	39.4	0.0	4.3	29.8	13.8	3.2	9.6

表8. 1ヶ月間に行われる業務日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の1ヶ月間の所定労働時間に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数（10日）以下の業務（平成17年9月1日現在）

（単位：所、％）

	総数	0件	1～9件	10～19件	20～29件	30～49件	50～99件	100件以上	不明	平均（件）
一般	806	0	114	22	7	5	5	4	649	11.9
	100	0.0	14.1	2.7	0.9	0.6	0.6	0.5	80.5	
特定	640	0	11	1	0	0	0	1	627	24.6
	100	0.0	1.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	98.0	

表9. 産前産後休業・育児休業・介護休業等を取得する労働者の業務（平成17年9月1日現在）

（単位：所、％）

	総数	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	不明	平均（人）
一般	806	1	73	4	1	1	0	0	726	3.0
	100	0.1	9.1	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	90.1	
特定	640	0	29	0	0	0	0	0	611	1.5
	100	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95.5	

表10. 派遣先の受入れ期間の制限についての理解

（単位：所、％）

	総数	よく理解されている	ほとんど理解されている	説明しているがあまり理解が得られない	全く理解が得られない	不明
一般	806	201	365	188	11	41
	100	24.9	45.3	23.3	1.4	5.1
特定	640	296	184	69	8	83
	100	46.3	28.8	10.8	1.3	13.0
<一般>	<691>	<151>	<334>	<153>	<11>	<42>
	<100>	<21.9>	<48.3>	<22.1>	<1.6>	<6.1>
<特定>	<606>	<233>	<202>	<66>	<16>	<89>
	<100>	<38.4>	<33.3>	<10.9>	<2.6>	<14.7>

表11. 受入期間の制限に抵触することとなる最初の日の通知
(単位:所、%)

	総数	受けている	受けていない場合もある	不明
一般	806	456	254	96
	100	56.6	31.5	11.9
特定	640	289	161	190
	100	45.2	25.2	29.7
<一般>	<691>	<301>	<267>	<123>
	<100>	<43.6>	<38.6>	<17.8>
<特定>	<606>	<217>	<212>	<177>
	<100>	<35.8>	<35>	<29.2>

【派遣先調査】

表12. 派遣契約期間ごとの件数及び平均契約期間(平成17年9月1日現在)

		派遣契約期間							平均期間 (単位:ヵ月)
		1ヵ月未満	1ヶ月以上3ヵ月未満	3ヶ月以上6ヵ月未満	6ヵ月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	計	
政令で定める26業務	ソフトウェア開発(1号)	23	470	4641	1750	787	286	7957	11.2
		0.3	5.9	58.3	22.0	9.9	3.6	100	
	<ソフトウェア開発(1号)>	<6>	<182>	<2009>		<1539>		<3736>	<8.3>
		<0.2>	<4.9>	<53.8>		<41.2>		<100>	
	機械設計(2号)	10	898	1188	4277	1368	394	8135	11.1
		0.1	11.0	14.6	52.6	16.8	4.8	100	
	<機械設計(2号)>	<12>	<148>	<866>		<2847>		<3873>	<8.7>
		<0.3>	<3.8>	<22.4>		<73.5>		<100>	
	事務用機器操作(5号)	71	3037	3221	6522	2705	110	15666	9.2
		0.5	19.4	20.6	41.6	17.3	0.7	100	
	<事務用機器操作(5号)>	<51>	<1199>	<3599>		<5971>		<10820>	<8.9>
		<0.5>	<11.1>	<33.3>		<55.2>		<100>	
	ファイリング(8号)	9	346	858	3201	868	65	5347	8.8
		0.2	6.5	16.1	44.4	16.2	1.2	100	
	<ファイリング(8号)>	<17>	<510>	<1243>		<1411>		<3181>	<7>
		<0.5>	<16.0>	<39.1>		<44.4>		<100>	
	財務処理(10号)	2	35	167	2521	690	29	3444	9.0
		0.1	1.0	4.9	73.2	20.0	0.8	100	
	<財務処理(10号)>	<2>	<35>	<282>		<843>		<1212>	<8.1>
		<0.2>	<7>	<23.3>		<69.6>		<100>	
	取引文書作成(11号)	7	100	237	238	122	5	709	6.6
		1.0	14.1	33.4	33.6	17.2	0.7	100	
	<取引文書作成(11号)>	<8>	<255>	<333>		<404>		<1000>	<6.6>
		<0.8>	<25.5>	<33.3>		<40.4>		<100>	
	案内・受付、駐車場管理等(16号)	4	102	145	100	80	14	445	11.2
		0.9	22.9	32.6	22.5	18.0	3.2	100	
	<案内・受付、駐車場管理等(16号)>	<21>	<75>	<174>		<282>		<552>	<9.5>
		<3.8>	<13.6>	<31.5>		<51.1>		<100>	
	テレマーケティングの営業(24号)	10	240	540	313	242	44	1389	7.2
		0.7	17.3	38.9	22.5	17.4	3.2	100	
	<テレマーケティングの営業(24号)>	<14>	<181>	<621>		<423>		<1239>	<8.2>
		<1.1>	<14.6>	<50.1>		<34.1>		<100>	
	その他の26業務	12	231	872	1513	662	78	3368	10.2
		0.4	6.9	25.9	44.9	19.7	2.3	100	
	<その他の26業務>	<36>	<111>	<763>		<950>		<1860>	<9.3>
		<1.9>	<6.0>	<41.0>		<51.1>		<100>	

26業務以外	営業	2	18	41	34	23	1	119	9.3
		1.7	15.1	34.5	28.6	19.3	0.8	100	
	<営業>	<15>	<121>	<241>	<93>			<470>	<6.7>
		<3.2>	<25.7>	<51.3>	<19.8>			<100>	
	販売	17	74	289	70	27	10	487	6.8
		3.5	15.2	59.3	14.4	5.5	2.1	100	
	<販売>	<0>	<14>	<31>	<38>			<83>	<6.7>
		<0>	<16.9>	<37.3>	<45.8>			<100>	
	一般事務	6	102	426	349	259	24	1166	9.8
		0.5	8.8	36.5	29.9	22.2	2.1	100	
	<一般事務>	<4>	<202>	<309>	<719>			<1234>	<9.4>
		<0.3>	<16.4>	<25.0>	<58.3>			<100>	
	運転	6	194	20	32	85	8	345	13.7
		1.7	56.2	5.8	9.3	24.6	2.3	100	
	<運転>	<1>	<1>	<6>	<57>			<65>	<8.3>
		<1.5>	<1.5>	<9.2>	<87.7>			<100>	
	介護	5	5	6	28	45	2	91	17.0
		5.5	5.5	6.6	30.8	49.5	2.2	100	
	<介護>	<3>	<0>	<0>	<3>			<6>	<5.0>
		<50>	<0>	<0>	<50>			<100>	
	物の製造	418	1863	1899	3347	638	4	8269	5.8
		5.1	23.7	23.0	40.5	7.7	0.1	100	
	医療(社会福祉施設等における)	9	3	8	30	44	0	94	11.0
		9.6	3.2	8.5	31.9	46.8	0.0	100	
	その他	274	470	176	705	239	18	1882	14.7
		14.6	25.9	9.4	37.5	12.7	1.0	100	
	<その他>	<6>	<82>	<84>	<213>			<385>	<9.2>
		<1.6>	<21.3>	<21.8>	<55.3>			<100>	

表13. 派遣契約期間ごとの長期化・短期化(平成17年9月1日現在)

(単位: %)

		契約期間の長期化・短期化		
		長くなった	短くなった	変化していない
政令で定める26業務	ソフトウェア開発(1号)	19	21	178
		8.7	9.6	81.7
	機械設計(2号)	11	6	151
		6.6	3.6	89.9
	事務用機器操作(5号)	70	31	555
		10.7	4.7	84.6
	ファイリング(8号)	29	8	220
		11.3	3.1	85.6
	財務処理(10号)	21	11	160
		10.9	5.7	83.3
	取引文書作成(11号)	6	5	93
		5.8	4.8	89.4
	案内・受付、駐車場管理等(16号)	14	6	114
		10.5	4.5	85.1
	テレマーケティングの営業(24号)	8	4	56
		11.8	5.9	82.4
	その他の26業務	20	7	196
		9.0	3.1	87.9

26業務以外	営業	5	1	31
		13.5	2.7	83.8
	販売	5	1	21
		18.5	3.7	77.8
	一般事務	27	15	177
		12.3	6.9	80.8
	運転	8	0	26
		23.5	0.0	76.5
介護		3	0	25
		10.7	0.0	89.3
その他		11	2	79
		12.0	2.2	85.9

表14. 派遣契約の通算契約期間ごとの件数及び平均通算契約期間(平成17年9月1日現在)

(単位:件, %)

		通算契約期間						平均通算 契約期間 (単位:ヵ月)
		6ヵ月未 満	6ヶ月以 上12ヵ月 未満	12ヶ月以 上3年未 満	3年以上 5年未満	5年以上	計	
政 令 で 定 め る 2 6 業 務	ソフトウェア開発(1号)	667	912	1608	414	324	3925	26.0
		17.0	23.2	41.0	10.6	8.3	100	
	機械設計(2号)	737	1663	2810	983	650	6843	24.1
		10.8	24.3	41.1	14.4	9.5	100	
	事務用機器操作(5号)	1871	2283	4162	1125	630	10071	23.0
		18.6	22.7	41.3	11.2	6.3	100	
	ファイリング(8号)	367	515	786	192	66	1926	20.5
		19.1	26.7	40.8	10.0	3.4	100	
	財務処理(10号)	79	147	455	221	127	1029	23.0
		7.7	14.3	44.2	21.5	12.3	100	
	取引文書作成(11号)	83	122	269	85	33	592	27.3
		14.0	20.6	45.4	14.4	5.6	100	
26業務以外	案内・受付、駐車場 管理等(16号)	270	66	129	48	20	533	24.4
		50.7	12.4	24.2	9.0	3.8	100	
	テレマーケティング の営業(24号)	276	271	306	129	31	1013	18.7
		27.3	26.8	30.2	12.7	3.1	100	
	その他の26業務	598	480	1186	342	249	2855	25.6
		21.0	16.8	41.5	12.0	8.7	100	
	営業	33	19	32	10	4	98	12.1
		33.7	19.4	32.7	10.2	4.1	100	
	販売	180	150	112	31	9	482	15.3
		37.3	31.1	23.2	6.4	1.9	100	
	一般事務	146	205	415	140	74	980	20.2
		14.9	20.9	42.4	14.3	7.6	100	
	運転	13	19	281	26	7	346	23.6
		3.8	5.5	81.2	7.5	2.0	100	
	介護	14	34	26	6	3	83	17.1
		18.9	41.0	31.3	7.2	3.6	100	
	物の製造	2295	4370	390	221	0	7276	8.6
		31.5	60.1	5.4	3.0	0.0	100	
	医療(社会福祉施設 等における)	6	1	46	1	7	61	15.1
		9.8	1.6	75.4	1.6	11.5	100	
	その他	223	361	688	302	110	1604	14.9
		13.9	22.5	37.9	18.8	6.9	100	

表15. 受入期間制限の制度認知

(単位; 所, %)

総数	知っている	知らない	不明
1581	1106	409	66
100	70.0	25.9	4.2
<2006>	<1419>	<561>	<26>
<100>	<70.7>	<28>	<1.3>

表16. 受入期間の制限に抵触する日の通知

(単位; 所, %)

該当事業所	文書で行っている	FAXで行っている	電子メールで行っている	口頭で行っている	行っていない	その他	不明
1581	475	6	29	247	128	132	564
100	30.0	0.4	1.8	15.6	8.1	8.4	35.7
<1419>	<422>			<294>	<205>	<427>	<71>
<100>	<29.7>			<20.7>	<14.4>	<30.1>	<5.0>

表17. 受入期間の制限についての問題点(複数回答)

(単位; 所, %)

該当事業所	同一の業務の判断が難しい	クーリング期間の判断が難しい	受入れ期間が短すぎる	受入期間の制限に抵触する日の通知が煩わしい	雇入れ勧告や公表の制度を恐れ、労働者派遣が活用しにくい	その他	特に問題はない	不明
1581	335	134	425	181	134	19	297	532
100	21.2	8.5	26.9	11.5	8.5	1.2	18.8	33.7
<1419>	<276>	<124>	<819>	<162>	<169>	<20>	<310>	<94>
<100>	<19.5>	<8.7>	<57.7>	<11.4>	<11.9>	<1.4>	<21.8>	<6.6>

表18. 1年の受入期間制限がある業務について1年を超えて3年までの派遣受入期間の定めの有無

(単位; 所, %)

該当事業所	定めている	定めていない	不明
1581	196	789	596
100	12.4	49.9	37.7

表19. 労働者の過半数で組織する労働組合もしくは労働者の過半数を代表するものの意見の聴取状況
(3年までの派遣受入期間を定めているとした事業所のみ)

(単位; 所, %)

該当事業所	賛成であったため定めた	反対であったため定めた	意見の聴取を行はなかった	不明
196	119	17	56	4
100	60.7	8.7	28.6	2.0

表20. 意見の聴取の実施時期(意見の聴取を行った事業所のみ)

(単位:所, %)

該当事業所	就業期間前	就業開始後すぐ	派遣就業期間制限前1ヶ月まで	派遣就業制限1ヶ月以内	不明
136	65	18	36	12	5
100	47.8	13.2	26.5	8.8	3.7

表21. 意見の聴取の期限(意見の聴取を行った事業所のみ)

(単位:所, %)

該当事業所	2・3日未満	1週間未満	1ヶ月未満	1ヶ月以上	不明
136	19	45	35	23	14
100	14.0	33.1	25.7	16.9	10.3

表22. 労働者派遣の期間を可能な限り長く定める等、派遣労働者の雇用の安定を図るための必要な配慮の実施

(単位:所, %)

該当事業所	行った	行っていない	不明
1581	846	203	532
100	53.5	12.8	33.7

表23. 労働者派遣の役務の提供を受ける理由を説明する等、派遣先労働者の理解が得られるような措置の実施

(受け入れたことがある事業所のみ)

(単位:所, %)

該当事業所	行った	行っていない	不明
82	69	12	1
100	84.2	14.6	1.2

表24. 期間制限のある業務での期間制限までの継続の有無

(単位:所, %)

該当事業所	有	無	不明
1581	224	743	614
100	14.2	47.0	38.8

表25. 期間制限経過後の状況(期間制限までの継続がある事業所のみ)

(単位:所, %)

該当事業所	直接雇用した	そのまま継続して受入れた	派遣を終了し、外部に委託した	派遣を終了し、内部職員で対応した	不明
224	35	129	26	29	5
100	15.6	57.6	11.6	13.0	2.2